

市P協見舞金給付制度

親と子が 安心して 学びあい 遊びあうために!

子どもたち一人ひとりの人間性豊かな育成を目的とするPTA活動で、おこりうる不慮の事故に備えての見舞金給付制度です。

PTA活動中のすべての事故が対象となります。

給付対象者 PTA主催・共催事業に参加された、以下①②に該当する方

※ 授業中の児童生徒及び教職員は除く

- ① 市P協に所属する川崎市立小・中・特別支援学校PTA会員・会員の子ども
- ② PTA主催・共催する行事・催しのために依頼した講師や指導員等

見舞金（ケガ・死亡）

治療期間

1日以上	7日以内の災害	5千円
8日以上	21日以内の災害	1万円
22日以上	40日以内の災害	2万円
41日以上	60日以内の災害	3万円
61日以上	以上の災害	4万円

死亡した場合

10万円



事故発生後（被災後）すぐ、各学校のPTA役員またはPTA担当の先生へご連絡ください！

PTA活動中のすべての 負傷が対象です！

事故（ケガ等）が発生したら、以下の内容を
PTA役員または、PTA担当の先生に連絡
をしてください。



- ① 氏名
- ② 被災日（ケガをした日にち）
- ③ 被災場所（ケガをした場所）
- ④ 被災状況（ケガをした時の状況等）



ご確認ください！

- 市P協事務局への事故発生連絡は、事故発生後180日以内です。
- 「治療日数証明書」発行費用は、実費にて支給します。
- 治療期間を参考に、給付の可否と見舞金の金額を審査会で決定します。

市P協では…

6月・8月を除く毎月、見舞金給付審査会を開催しています。
各区PTA協議会からの代表7名と、校長会・医師会・市P協役員で構成され、学校PTAの皆様から提出された見舞金申請の書類審査をおこないます。

☎ 044-210-0072

〒210-0011

川崎市川崎区富士見2-1-3 川崎市教育文化会館4階

川崎市PTA連絡協議会